

平成19年11月12日

西濃教育事務所 中山様 連絡

1. 修学旅行等にかかる旅費請求

- ・修学旅行の宿泊料は、指定宿泊施設として取り扱う。  
宿泊料を下回る場合は、実費額を支給するため減額調整をする。  
宿泊料を上回る場合は、実費額を支給できるが、宿泊料定額の10分の13を超えることはできない。
- ・関ヶ原自然の家のように有料で食事を提供する公用の施設に宿泊した場合、宿泊料定額の4/10調整でなく、宿泊料実費額で請求する。宿泊料実費額とは、「室料」「夕食料」「朝食料」等で、「昼食代」「夜食代」「ペットボトル代」などは含めない。  
「シーツ代」は今年度は、小中学校分については宿泊実費代に含めて請求する。
- ・宿泊実費額のなかで、食事代が不明な場合、朝食代は宿泊料定額の1/10に相当する額、夕食代は宿泊料定額の2/10に相当する額を加算することができる。いずれも宿泊料の調整に関する調書が必要である。
- ・宿泊の事実確認書は、必ず校長先生の署名が必要。
- ・一人あたりの運賃の算出について、貸切バス代、有料道路代、駐車場代等は、個別に一人あたりの代金を算出し、端数はその都度切り捨て、最後に合計する。班別行動等のフリー切符は、地域内交通費として旅行諸費で請求する。フリー切符代が高額な場合で諸費の額を超える場合は、実際に必要とした経路による実費額とフリー切符代を比較し、請求額の必要性を確認して請求する。

2. 直行直帰

- ・今回の改正により、自宅から直行直帰する旅行の旅費計算は実際の経路に応じて支給できるようになったが、直行直帰を含む旅費の支給については西濃教育事務所長から、安価となる額として旅費請求するよう判断が示され、これを基本に審査をする。
- ・出張は原則的に勤務公署を起点として行われるもので、勤務公署以外を起点とする場合はその合理性を十分検討すること。

3. 旅行諸費

- ・路程60kmを超える日帰りの旅行の取扱いについて、入力誤り以外のものについて請求どおりの支出をする。事務職員が代理入力で請求することから旅行諸費の必要の有無を記入した復命書等で確認し、適正な請求をする。

4. 同一起点内の距離

- ・旅費条例第26条第3項の規程により往路2km以内の旅費の支給はしない。自宅直

行の場合、自宅が用務先と同一起点内にあり2 km以内の場合も旅費の支給はしない。

- ・旅行命令権者の認めた距離ということで、11月以降は教育事務所では同一起点内における距離のチェックはしない。各学校で再度確認のうえ提出する。距離の算定根拠の資料は、学校保管とし教育事務所には提出しない。
- ・旅費請求額0円の旅行命令書は、教育事務所には提出しない。学校保管。

## 5. 旅費の提出の仕方

・上から順に

- ① 旅行命令一覧表（事務所から配布した債権者コードが載った物）
- ② 合算請求書（一覧表の順番）
- ③ 旅行命令書（合算請求書の順番）
- ④ 添付書類（宿泊証明書・領収書等はA4サイズで統一）

注意・・・一人分ずつクリップ・ホチキス止めしない

・宿泊証明書等添付書類は、A4サイズで提出する。

## 6. 県外距離の返答

- ・県外経路距離の算定は、教職員課から配布を受けた地図ソフトを使用して、距離を算出している。パソコンの更新により9月中旬からは、すぐ対応できるようになり、2～3日後には返信できる。

## 7. 旅費の支給日

- ・現在8月分の審査を行っている。12月末までには遅れの解消をはかりたいと思っている。担当としては、旅費請求～審査～支払いを月サイクルで回していきたいと考えている。請求月の月末支払いに出来るよう検討している。

## 8. スキー研修の宿泊料2泊6食（1泊3食）の宿泊料

- ・宿泊施設において明細が無いか確認し、昼食代をはずした内訳明細書を提出する。

## 会計検査・会計指導関係より

- 18年度出張旅費の事実確認資料として復命書写しの提出を求められた。該当の学校は復命書の写し提出をする。
- 17年度18年度航空機利用の出張旅費について、空港の施設利用料の戻入が多発した。飛行機を利用した出張の場合は、領収書の内容を十分確認の上、積算の内容が確認できる物を徴して確認する。

## 西濃教育事務所 渡辺様 連絡

### 1. 兼務発令の通勤手当

- ・ A校 本務校 月・火曜日勤務 6.7km 95日
  - B校 兼務校 水曜日勤務 1.8km 51日 通勤距離が2km未満のため省く
  - C校 兼務校 木曜日勤務 5.2km 49日
  - D校 兼務校 金曜日勤務 9.6km 50日
- \* それぞれの勤務先の通勤距離図で測定

$(6.7\text{km} \times 95\text{日} + 5.2\text{km} \times 49\text{日} + 9.6\text{km} \times 50\text{日}) \div 245\text{日} = 5.5\text{km}$  (小数点2以下は切捨)

\*245日は、年間合計日数

よって、この場合の通勤距離は 5.5km となる。

### 2. 年末調整

- ・ 所得税申告書に添付する源泉徴収票は、クリップ留めは外れるので糊付けする。